

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和5年8月4日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	5件
国民年金関係	2件
厚生年金保険関係	3件
(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2300113号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2300011号

第1 結論

平成4年*月から平成6年9月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和47年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成4年*月から平成6年9月まで

私は、父から、当時学生であった私が20歳になったことを契機にA市役所において国民年金の加入手続を行ったこと、学生である者に対して国民年金保険料の免除制度のあることを知っていたので当該免除申請を行ったこと、及び私が平成7年9月に就職するまでの間、毎年国民年金保険料の免除申請を行っていたことを聞いていた。

しかし、請求期間は、国民年金保険料未納期間と記録されているので、調査の上、年金記録の訂正を願いたい。

第3 判断の理由

請求者は、国民年金の加入手続及び請求期間に係る国民年金保険料の免除申請について、父が行ってくれた旨主張し、自身では国民年金の加入手続及び国民年金保険料の免除申請を行っていない旨陳述している。

また、請求者の父は、請求者が20歳になったことを契機に国民年金の加入手続及び国民年金保険料の免除申請を行った旨主張しているところ、請求者の国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)は、社会保険オンラインシステムにおける当該記号番号の前後の被保険者に係る国民年金保険料の免除申請年月日及び請求者に係る免除申請年月日(平成6年11月30日)から判断すると、平成6年11月頃に行われた加入手続及び免除申請により払い出されたものと推認できるが、当該手続時点までは、請求者は国民年金に未加入であり、請求者又は請求者の父は、請求期間に係る免除申請を行うことができない。

さらに、請求者の請求期間に係る国民年金保険料の免除申請を行うためには、前述の記号番号とは別の記号番号の払出しが必要となるところ、社会保険オンラインシステムにより氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、請求者が請求期間当時の住所地であったと陳述するB県内で払い出された記号番号の氏名検索を行ったが、当該期間において、請求者に対する別の記号番号の払出しは確認できない。

加えて、請求期間は*月であり、複数年度にわたる国民年金保険料免除の記録が全て欠落する可能性は低いものと考えられる。

このほか、請求者の請求期間に係る国民年金保険料が免除されていたことを示す関連資料はなく、請求者の国民年金保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2200776号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2300012号

第1 結論

平成11年4月から平成13年11月までの請求期間、平成15年3月から平成17年1月までの請求期間、平成19年7月から平成20年3月までの請求期間及び平成21年5月から平成24年6月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和51年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成11年4月から平成13年11月まで
② 平成15年3月から平成17年1月まで
③ 平成19年7月から平成20年3月まで
④ 平成21年5月から平成24年6月まで

請求期間①、②、③及び④について、私は施設職員を通して国民年金の全額免除申請を行ったのに、未納と記録されている。

調査の上、請求期間①、②、③及び④の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は施設職員を通して国民年金の免除申請を行った旨を主張しているが、請求者の施設入所期間に係る記録文書を保管しているA施設は、請求期間①について、請求者が当該期間に係る国民年金保険料の免除申請を行ったことが確認できる資料の保管並びに国民年金保険料の免除申請に係る郵便物の発送及び受取記録の保管に関して、「文書の保存期間が満了しているため、確認することができない。」旨回答し、請求期間②、③及び④については、「請求者が国民年金保険料の免除申請を行った記録はなく、免除申請に係る郵便物の発送及び受取についても記録はない。」旨回答している。

また、請求者の請求期間①、②、③及び④における住所地であるB市、C市D区及びE市は、請求者が各請求期間に免除申請を行ったことが確認できる資料は保管していない旨回答している。

さらに、請求者の請求期間①における住所地を管轄するF年金事務所は、請求期間当時の免除申請書について文書の保管期限を過ぎており、請求者の請求期間に係る免除申請書は確認できない旨回答し、請求期間②、③及び④における住所地を管轄するG年金事務所及びH年金事務所は、請求者の各請求期間に係る免除申請書は確認できない旨回答している。

加えて、請求者について、社会保険オンラインシステムにより氏名検索を行ったが、請求者に対する別の基礎年金番号は確認できない。

このほか、請求者の請求期間①、②、③及び④に係る国民年金保険料が免除されていたことを示す関連資料はなく、請求者の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①、②、③及び④の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2200762号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2300037号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和38年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成19年8月1日から平成22年3月1日まで

A社に勤務した請求期間について、標準報酬月額が当時の給料支払明細書で確認できる収入合計の額よりも低い額となっているので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、同法による記録の訂正及び保険給付が行われるためには、請求期間の各月に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額の双方を確認又は推認する必要があり、かつ、これら双方に見合う標準報酬月額のいずれもがオンライン記録の標準報酬月額を上回る必要がある。

しかしながら、平成20年1月1日から平成21年1月1日までの期間について、請求者から提出された平成20年分給与所得の源泉徴収票により確認できる社会保険料等の金額及び平成21年度市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書(以下「市県民税の決定通知書」という。)により確認できる社会保険料控除額は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額に基づいて算出した各月の被保険者負担分の厚生年金保険料、健康保険料及び介護保険料の年間合計額と一致しており、当該期間の各月に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同じ額であると推認できることから、厚生年金特例法による記録の訂正を認めることはできない。

また、平成21年1月1日から平成22年3月1日までの期間について、日本年金機構から提出された請求者のA社に係る賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同じ額となるため、厚生年金特例法による記録の訂正を認めることはできない。

さらに、平成19年8月1日から平成20年1月1日までの期間について、請求者から平成20年度市県民税の決定通知書が提出されているものの、給料支払明細書の提出はなく、A社及び日本年金機構からも賃金台帳等の資料の提出がないことから、請求者の当該期間における各月の報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認又は推認することができない。

なお、A社の事業主は、請求者の請求期間に係る給与額等を確認できる資料(賃金台帳、源泉徴収簿等)は保管していないとしながらも、請求者から提出された給料支払明細書は、運送料収入から同社が負担すべき必要経費、事業主負担分と被保険者負担分の社会保険料、管理費等を差し引いた額を差引総支給額として記載している旨陳述し、また、同社は当該給料支払明

細書に記載されている収入合計は運送料収入であって請求者の給与ではない旨回答していることから、当該給料支払明細書に記載の収入合計を請求者の報酬月額として認めることはできない。

このほか、請求者の主張する標準報酬月額に見合う報酬月額及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2300072号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2300038号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和56年4月1日から昭和58年5月1日まで
② 昭和59年4月1日から同年5月1日まで

厚生年金保険の記録によると、私がC施設に勤務していた昭和56年4月1日から昭和57年4月1日までの期間、D施設に勤務していた昭和57年4月1日から昭和58年5月1日までの期間及びE施設に勤務していた昭和59年4月1日から同年5月1日までの期間に係る年金記録が漏れている。

いずれの期間も給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、調査の上、請求期間①はA事業所、請求期間②はB事業所における年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者から提出された雇用契約から判断すると、請求者は、昭和56年4月8日から同年12月24日までの期間及び昭和57年1月4日から同年3月31日までの期間はC施設、同年4月8日から同年7月20日までの期間はD施設に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、被保険者記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者が請求期間において、厚生年金保険の被保険者として勤務又は在籍していた事実が認められた上で、被保険者として負担すべき厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることが要件とされているところ、A事業所は、関係文書を保管しておらず、請求期間①における請求者に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除は不明である旨回答している。

また、請求者は、F会名の賃金・報酬支払明細書6枚を提出しているが、当該明細書の支給月及び厚生年金保険料の控除額から判断すると、当該明細書は、厚生年金保険被保険者記録がある昭和58年6月以降のものと考えられることから、請求期間①における厚生年金保険料の控除を確認することはできない。

さらに、雇用保険の記録によると、請求者のA事業所における資格取得年月日は昭和58年5月1日であり、厚生年金保険被保険者資格の取得年月日と一致している。

加えて、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿において、請求者から名前の挙がった同じ雇用形態である元同僚2名の氏名は見当たらない上、オンライン記録において、請求期間①に当該事業所に係る厚生年金保険被保険者記録があり所在が判明した者に照会し回答のあった28名について、同じ勤務場所であると回答した者はおらず、請求者の主張を裏付ける回

答は得られなかった。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除を確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

請求期間②について、B事業所から提出された昭和59年度臨時職員配置状況（G職）から判断すると、請求者は、昭和59年4月3日から昭和60年3月31日までの期間はE施設に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、B事業所は、前述の配置状況以外の関係文書を保管しておらず、請求期間②における請求者に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除は不明である旨回答している。

また、雇用保険の記録によると、請求者のB事業所における資格取得年月日は昭和59年5月1日であり、厚生年金保険被保険者資格の取得年月日と一致している。

さらに、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿において、請求者から名前の挙がった同じ雇用形態である請求者の前任者の氏名は見当たらない上、オンライン記録において、請求期間②に当該事業所に係る厚生年金保険被保険者記録があり所在が判明した者に照会し回答のあった4名について、同じ勤務場所であると回答した者はおらず、請求者の主張を裏付ける回答は得られなかった。

このほか、請求者の請求期間②における厚生年金保険料の控除を確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2300153号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2300039号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和37年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成元年11月1日から平成4年3月1日まで

A社に勤務した途中の期間の年金記録がなかったため、訂正請求を行ったところ、記録訂正が認められ、平成元年11月から平成4年2月までの標準報酬月額が22万円と決定された。

しかし、その後、当時の給料明細書を書き写した日記が見付かり、当該日記を見ると、請求期間に昇給しているため、22万円と記録されている請求期間に係る標準報酬月額を実際の支給額に見合った額に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間については、前回の訂正請求において、雇用保険の記録、A社の元代表取締役及び同僚の回答又は陳述等から総合的に判断して、厚生年金保険の被保険者期間とし、標準報酬月額は請求者に係る請求期間直前の厚生年金保険の記録から22万円とする旨が決定され、請求者の年金記録が訂正されているところ、今回、請求者は、請求期間の標準報酬月額について、当時の給料明細書を書き写した日記が見付かり、請求期間に昇給していたとして、標準報酬月額の記録の訂正を求めている。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、同法による記録の訂正及び保険給付が行われるためには、請求期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額の双方を確認又は推認することが必要であるとされているところ、請求者から提出された請求期間当時の給料明細書を書き写したとする日記には、請求期間の各月に係る給料額が記載されているものの、給与の内訳及び厚生年金保険料控除額の記載がなく、また、オンライン記録によると、A社は平成6年8月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社の元代表取締役は、請求期間に係る賃金台帳等の資料は保管していない旨回答していることから、当該日記の記載内容により請求期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認又は推認することはできない。

このほか、請求者が主張する標準報酬月額に見合う報酬月額及び厚生年金保険料控除額について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、その主張する標準報酬月額に見合う報酬月額が支給され、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2300069号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2300040号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成19年3月16日から同年2月16日に訂正し、同年2月の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

平成19年2月16日から同年3月16日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成19年2月16日から同年3月16日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和58年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成19年2月16日から同年3月16日まで

厚生年金保険の記録では、A社での資格取得日が平成19年3月16日になっているが、私の所持している給与支払明細書及び給与支給明細書では、平成19年3月分から退職月の平成20年4月分まで14ヶ月連続で厚生年金保険料が引かれていることから、資格取得日が平成19年2月16日となるはずなので、調査の上、訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出されたA社に係る給与支払明細書及び給与支給明細書(以下「給与明細書等」という。)、同社の元事業主の回答及び陳述により、請求者は請求期間において、同社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、前述の給与明細書等により確認できる厚生年金保険料控除額から、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、元事業主は不明と回答しているが、請求者の厚生年金保険の記録における資格取得年月日と雇用保険の記録における資格取得年月日は、いずれも平成19年3月16日となっており、社会保険事務所(当時)及び公共職業安定所の双方が資格取得年月日を誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同日を資格取得年月日とする厚生年金保険被保険者資格取得届が提出され、その結果、社会保険事務所は請求者に係る同年2月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。